

○書類の省略に関するQ & A

Q 1 : 令和7年4月1日以降に初めて特定技能外国人の受入れを開始するため、書類の省略を行わずに申請し、受入れを開始した後、同機関が同年度に別の在留諸申請を行う場合は、オンライン申請で行わないと提出書類の省略は認められないのか。

A 1 : 2回目以降の申請については、次回の適格性の確認は定期届出で行うことになるため、窓口申請でも書類の省略は認められます。

Q 2 : 令和8年4月の定期届出の提出書類を省略するために、オンライン申請と電子届出をすることを誓約した場合は、次年度以降の申請や届出は必ずオンラインで行わなければならないのか。

A 2 : 誓約書提出後は、申請及び届出をオンラインで行っていただく必要があります。何らかの事情により、窓口で申請を行う場合には、書類の省略を認める機関に該当しなくなるため、当該申請において機関の適格性を確認することとなりますので、提出書類の省略はせず、提出書類を全て揃えた上で申請をしてください。

Q 3 : 書類省略の要件に「在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い、かつ一定の事業規模があり、適正な受入れを行う事が見込まれる機関等」とされているが、特定技能所属機関が申請又はオンラインを直接行うことを意味しているのか。例えば、申請を行政書士や登録支援機関に申請取次ぎをしてもらう場合にも書類の省略は認められるのか。

A 3 : 当該要件については、特定技能所属機関から提出される申請及び届出がオンライン上で行われることを想定したものであり、特定技能所属機関が主体となってオンライン上で手続を行うことまでを求めているものではありません。したがって、オンライン申請を申請取次ぎにより行う場合にも当該要件を満たすことになります。